

平成24年度「住民と議会の意見交換会」結果報告

意見交換会で住民の皆さんからいただいた意見・提言の中で、会場で回答できなかった事案について、委員会の対応方針等を決定するとともに、行政からも回答をいただきましたので、次のとおり報告します。

①委員会で決定した対応方針等

(議会に対する意見等)

Q. 議会改革を次のように行ってはどうか。①議会は行政の監視役に徹する②総合計画は議会主体で策定③事務局職員は行政とは別に採用④議員の専属秘書を採用等

A. 今期は、中間報告のとおり「議会改革重点推進項目」として①意見交換会の開催②執行部に反問権の付与③政策の監視・検証・評価の推進にまずは取り組んでいきたい。

Q. 少数議員で物事を決めるのは不安がある。無投票の原因をもっと探求すべきである。

A. 執行部と議会が詰めて協議すれば少数でも可能である。無投票の原因は今後も調査・研究したい。

Q. 住民と議会の意見交換会は続けてほしい。

A. 次年度以降も継続します。

Q. 議員定数の削減により、住民の意見が聞き取りにくくなる。各集落に来て意見を聞いてもらいたい。

A. 意見交換会を通して、住民の意見を聞きます。また、集落からも要請があれば、出向いて意見を聞きたいと思います。回数は今後検討します。

Q. 報酬及び定数は、議員の仕事の内容・量によって決まる。トータル的に考えるべきである。

A. 報酬については、引き続き住民の皆さんの意見を聞きながら結論を出したい。

Q. 「議会だより」の議案採決結果は、人数だけでなく議員名も明記してほしい。討論があれば掲載してほしい。

A. スペースの都合上、全ての議案は掲載できません。賛否が分かれ、起立採決になった議案については、各議員の賛否を一覧表にして掲載する方向で検討します。

(行政に対する意見等)

Q. 乳幼児の虫歯予防対策で、フッ化物の洗口の公費負担を復活してほしい。

A. 委員会で行政の考え方を聴取し、委員会で協議・検討した結果、次のような結論と

なりました。

フッ化物の洗口は、虫歯予防の効果が確かに認められます。しかし、薬品の管理に手間がかかり、適正に使用しないと健康に影響を及ぼす可能性は否定できません。

専門家の間でも、有効性を主張する意見と、ブラッシングで十分という意見に分かれます。公費負担ではなく、現行どおり家庭の責任において推進すべきと考えます。

＊なお、小・中学校での取り組みについては、教育委員会で引き続き検討中であります。

Q. 社会福祉協議会に多額の補助金が出ている。営利事業も行っているのに、補助金はカットすべきである。

A. 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境にするためには、「共に支え合う地域づくり」が不可欠となる。町社会福祉協議会は、地域住民と町行政、社会福祉協議会の協働活動体制づくりの役割を担っている。

町社会福祉協議会が行う介護保険事業は、「共に支え合う地域づくり」を推進するために必要な事業を行い、得た利益はすべてこの事業に還元すべきである。

町から町社会福祉協議会への補助金は、平成17年度の3,719万円が平成24年度2,015万円と減っているが、高齢者問題に対応するためにも「共に支え合う地域づくり」は喫緊の課題であり、この事業をより充実し拡大するには町行政の支援強化も必要と考える。

Q. 仕事をしていないと思える職員がいる。上司は、勤務評定を適正に行ってほしい。

A. 9月議会定例会で一般質問を行い、行政に改善を求めました。

②行政からの回答

Q. 幼保一体化施設建設のための資金繰りは。

A. 総工費6億9百万円余りで、財源は主に合併特例債を活用しています。その他、国庫補助金、県補助金も活用し、一般財源の支出は全体の4.2%であります。

Q. 区長会で、①敬老会、②避難所看板、③街路灯について要望をしたが、1年たっても回答がない。

A. ①今後の開催方法について、対象者アンケートを実施しました。25年度以降は、泊、羽合、東郷の3地域に分けて開催します。

②現在、津波ハザードマップを作成中で、避難所一覧を掲載する予定です。沿岸部の各区では防災研修会を開催し、避難所・避難経路の確認や海拔表示看板の設置について説明しています。また、町外の方に周知するための避難所案内看板は、設置場所が国道・県道沿いが多く、現時点で設置は予定していません。

③街路灯の設置要望があれば、現地を確認し、設置基準と照らし合わせて総合的に判断し

ます。また、区管理の防犯灯については、交付金を活用して設置することも検討いただきたい。

Q. 桜コミュニティー施設をきちんとした防災拠点施設にしてほしい。

A. 松崎地区の防災拠点施設には、中央公民館の活用を考えています。桜コミュニティー施設は避難所として使用する予定です。

Q. 町マイクロバスで県外に出られない。

A. 町マイクロバスの利用は、町が行う各種行事、町民が組織する各種団体の行事・研修会などを対象とし、使用基準を定めて許可しており、県内運行が原則となります。県外運行は、町長が特に必要と認めた場合のみ認めています。その場合は、町職員の引率又は同乗が必要となります。

Q. 役場職員の対応が遅い。「すぐやる課」を作っては。

A. 日常生活に関して緊急を要する工事や簡素な修繕は、担当課ですぐ対応しています。しかし、許認可を伴う場合には、関係機関との調整などに期間を要することが多くあります。

現在役場では、業務を効率的に処理するため、役場組織のフラット化を図り、決裁権の一部を各所属長に専決できるようにし、速やかな対応に努めています。

Q. 地区公民館や中学校統廃合の問題で、住民の意見を真摯に聞く場を作って、納得のいくような進め方をしてほしい。

A. 重要な案件については、住民との意見交換会、説明会を開催します。

公民館のあり方については、11月に3地区で行いました。各区から説明会の要望があれば出向く予定です。

中学校統廃合については、計画が遅れており、まだ開催できていません。今後、建設場所などについて、町としての方針を定めた後、できるだけ早い時期に住民説明会を開催する予定です。

Q. 地区公民館の予算・決算・事業報告を明らかにしてほしい。

A. 公文書の開示請求があれば、開示します。

湯梨浜町議会は、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会の運営に反映させることを目的に、今後も引き続き「住民と議会の意見交換会」を開催したいと思っています。その際には、ぜひご参加ください。

また、意見交換会で住民の皆さんからいただいたご意見・提言につきまして

は、所管の委員会で協議したり、行政に回答を求める等により、その結果・経過を後日皆さんに報告することとしています。皆さんのご意見お待ちしております。

詳しくは、議会事務局にお問合せください。(TEL 3 5 - 5 3 4 1)